

収入保険に加入して農業経営の リスクに備えましょう！

農業経営収入保険とは

自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。

保険料と付加保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります！

<加入できる方>

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

<保険期間>

税の収入算定期間と同じ（個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間）

<補償内容>

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割（※）を下回ったときに、下回った額の9割（※）を上限に補てん（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。）

※補償限度や支払率を最高のものを選択した場合

- ・保険期間開始前に加入手続きを行う必要があります。
- ・収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ・保険料等加入時に支払う金額（保険料、積立金、付加保険料）は、基準収入や選択する補償内容によって異なります。
- ・基準収入の計算方法にはルールがあります。

収入保険加入のスケジュール

・個人の場合のイメージ

令和3年	令和4年	令和5年
～12月末まで	1～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後
○加入申請 ○保険料・積立金・付加保険料の納付	○保険期間	○保険金・特約補填金の請求・支払
	※災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）が利用可能	

- ・保険料補助（裏面）を希望される場合は、加入手続きに併せて、申請書を岐阜県農業共済組合の各支所へ提出いただきます。（令和3年度限り）
- ・法人の場合は、保険期間が税の収入の算定期間と同じになります。（決算月が9月の場合は、10～9月が保険期間となります。）



収入保険の加入要件を満たしているか知りたい

どのくらいの補償が受けられるか知りたい

掛金がいくらになるか知りたい

岐阜県の補助事業の対象となるか知りたい

収入保険制度や収入保険の補助制度（裏面）について詳しく知りたい方は、以下の最寄りの支所までお問い合わせください

（岐阜県農業共済組合は、収入保険の実施主体である「全国農業共済組合連合会」から委託を受け、岐阜県内の窓口業務を行っています。）

岐阜県農業共済組合

岐阜支所 TEL:058-201-0157

西濃支所 TEL:0584-64-6667

中濃支所 TEL:0575-22-1008

東濃支所 TEL:0573-25-8805

飛騨支所 TEL:0577-35-0310

本所 TEL:058-270-0083

岐阜県の保険料 助成制度があります！

(岐阜県収入保険加入促進事業)

令和3年度
岐阜県
補正予算



○農業経営のリスクに備える県内農業者を増やすため、以下の条件を満たす方を対象に収入保険の新規加入時に支払う保険料（積立金、付加保険料除く）の一部を助成します。

【対象となる方】

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 県内に住所を有する者（法人にあつては、本店又は主たる事務所を県内に有する者）
- (2) 令和3年4月1日～令和4年3月31日を保険期間の開始時期に含む収入保険に、新規加入した農業者（個人・法人）※
- (3) 保険料（積立金・付加保険料除く）が、50,000円以上となる農業者（個人・法人）
- (4) 岐阜県農業共済組合を通じて（オンライン申請含む）、保険加入手続きを行っていること

【助成金額】

1 経営体あたり20,000円（補助金は、岐阜県農業共済組合を通じて支払います）

【その他】

- ・補助を受けるためには、岐阜県農業共済組合へ必要書類を提出する必要があります。
- ・補助要件を満たさなくなった場合や保険料再算定の結果、保険加入時に比べ保険料が低くなった場合など、岐阜県や岐阜県農業共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の返還を求めます。

※補助対象者について（保険期間開始前に加入手続きを行う必要があります）

〔個人の場合〕

- 令和4年1月1日～12月31日を保険期間とする収入保険に、新規に加入した方
- 上記保険期間の保険料（積立金・付加保険料除く）が5万円以上の方

〔法人の場合〕

- 令和3年4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和4年1月、2月、3月のいずれかを保険期間の始期とする収入保険に、新規に加入した方
(令和4年3月を保険期間の始期とする場合でも、令和4年1月31日までに加入手続きを行ってください)
- 上記保険期間の保険料（積立金・付加保険料除く）が5万円以上の方

お問い合わせ・申請は

岐阜県農業共済組合最寄りの支所または本所まで

